

# 太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）について

## 1 償却資産の申告について

太陽光発電設備は、固定資産税の課税の対象となる償却資産に該当する場合があります。以下の〈申告が必要となる方〉を参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。申告の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況の申告が必要です。

償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。

〈申告が必要となる方〉

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産となり、売電をされているかいないかにかかわらず償却資産として <b>申告の対象</b> となります。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となり、売電されているかいないかにかかわらず償却資産として <b>申告の対象</b> となります。
個人 (住宅用)	住宅用太陽光発電設備を事業の用に供している場合は償却資産として <b>申告の対象</b> となります。発電出力10kW以上の設備は、売電事業用の資産となりますので申告が必要です。 ※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復しておこなうことをいいます。

## 2 固定資産税の軽減措置について

平成25年度の固定資産税から「再生可能エネルギー発電設備」について軽減措置が適用されていますが、平成28年度税制改正により、固定価格買取制度の認定を受けて平成28年度以降に取得された太陽光発電設備は、特例の対象外となります。

〈変更前〉

〈変更後〉

対象設備	<u>固定価格買取制度の認定を受けて取得された</u> 再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含みます。） ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10kW未満）を除きます。	<u>再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得された</u> <b>自家消費型</b> 太陽光発電設備。 固定価格買取制度の認定を受けて取得されたものは対象外となります。
取得時期	H24年5月29日～ <b>H28年3月31日</b>	<b>H28年4月1日</b> ～平成30年3月31日
添付書類	経済産業省発行の再生可能エネルギー発電設備認定通知書（写）	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことがわかる書類（写）
内容	取得後3年度分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格を3分の2に軽減する。	